

特別養護老人ホームにおける医療サービスに係る見直し(改定後)

配置医師や協力医療機関による

緊急時の24時間対応の体制がない施設

【末期の悪性腫瘍の患者等】

- ・看取り介護加算(I)を算定している場合であっても
在宅患者訪問診療料、在宅ターミナルケア加算、
看取り加算が算定可

往診料 720点



協力医療機関

【末期の悪性腫瘍の患者】

- 看取り介護加算を算定していない
・訪問看護ターミナルケア療養費 1 25,000円

○ 看取り介護加算を算定している

(新)訪問看護ターミナルケア療養費 10,000円



看取り
実施

看取り
実施



看取り介護加算(I)

死亡日30日前～4日前 144単位/日
死亡日前々日、前日 680単位/日
死亡日 1280単位/日

診療報酬で対応

介護報酬で対応

配置医師や協力医療機関による

緊急時の24時間対応の体制を有する施設

【末期の悪性腫瘍の患者等】

- ・看取り介護加算(II)を算定している場合であっても、
在宅患者訪問診療料、在宅ターミナルケア加算が算定可

往診料 720点



協力医療機関の医師等
による24時間対応
(往診含む)



施設看護師や訪問STによる
24時間対応できる体制
(看護体制加算(II)を算定)

配置医師緊急時対応加算

早朝・夜間の場合 650単位/回
深夜の場合 1300単位/回



看取り介護加算(II)

死亡日30日前～4日前 144単位/日
死亡日前々日、前日 780単位/日
死亡日 1580単位/日

看取り
実施

連携